

午後1時57分 開 会

○委員長（古谷武美） 定刻より早い時間ですが、皆さんがお揃いですので、これから始めたいと思います。本日は、大変ご多用のところ、お集まりいただきましてどうもありがとうございました。

当委員会のこのメンバーでの会議は最終となりますが、今日の会議を有意義な会議にしたいと思います。

それではただいまから、教育福祉常任委員会を開会いたします。欠席の届出が27番橋本五郎委員よりありますので、ご報告いたします。当委員会に付託された事件につきましては、別紙日程表のとおり審査いたしますので、よろしく願いいたしたいと思います。なお、正確な会議録作成のため、発言はマイクにスイッチを入れてからお願いしたいと思います。

それでは、始めに吉川教育長からご挨拶をお願いします。

○教育長（吉川正一） まずもって7月の集中豪雨では、甚大な被害が出ましたが、幸いなことに人的被害はなく、学校施設等では、協和中学校の野球場わきの法面が一部崩壊した以外は特に大きな被害はございませんでした。

なお、一部児童生徒の学用品が流されたりした被害がございましたが、国等からの補助により対応しております。

また、今回の災害に対して、毎年視察に訪れている和歌山県の教員、それから東京都の足立区の教育委員会、それから宮古市の崎山中学校の生徒会から義援金をいただいております。

8月21日に実施されました中学生サミットでは、地域活性化プロジェクトやふるさと博士育成事業の取組発表、生徒会による通学用ヘルメット着用推進に関わる協議が行われ、子どもたちによる更なる地域貢献や「自分の命は自分で守る」という意識を強くしたと思います。

また、スポーツ少年団や中学生が全国大会や東北大会に出場しました。どのチームも大変よく頑張ってくれました。特に、女子バスケットボールの大曲中学校が東北大会で準優勝となり、女子柔道部とともに全国大会に出場しております。

そして、本日、資料としてお手元にある今年の4月18日に実施されました全国学力学習状況調査結果でございますが、昨年同様、本市の状況は概ね良好と考えております。また、学校生活等に係る児童生徒質問調査では、自分の考えを発表できる、失

敗しても挑戦する、地域の行事に参加するといった、今、本市の学校教育で伸ばしたい質問では、小学生・中学生とも、国・県の平均よりかなり高い回答となっております。いずれ、今回の結果を分析・精査し、各学校の更なる学力安定が図られるよう支援してまいります。

さて、本日の常任委員会では、教育委員会関係としましては、水害によるスポーツ施設復旧経費に係る専決案件や先ほどお話ししました中学校施設災害復旧事業及び西仙北中央公民館の解体及び改築に係る委託料の補正予算などについて、ご審議いただきます。

よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

以上であります。

○委員長（古谷武美） はい、ありがとうございます。次に逸見健康福祉部長からご挨拶をお願いします。

○健康福祉部長（逸見博幸） 本日はご苦労様でございます。

まずもって、7月22日からの大雨による災害に際しましては、議員各位の皆様の方々にわたるご協力に感謝申し上げます。

今般、これまでにない大きな災害でございましたけれども、健康福祉部に関しましては、健康福祉部各課が市の災害対策本部組織における救援班、医療班の業務を担わせていただいております。特に避難所の設置運営、それから社会福祉協議会と連携しての「大仙市災害ボランティアセンター」、こちらの方は大仙市で初めて、まずボランティアセンターとして設置運営したものでございますが、これらの設置運営の支援などに当たらせていただいております。それらの活動については、広報あるいはマスコミ等で報道されておりますので、ご存知かと思っております。

幸い今回の災害において人的被害はなかったわけですが、災害直後には、被害にあわれた世帯の方々の身体等の健康状態、または心のケアにも配慮いたしまして市の保健師が被害地域を巡回訪問いたしまして、健康管理等の支援活動を行っておりますことをこの場を借りましてご報告させていただきたいと思っております。

さて、本日の常任委員会におきまして、ご審議をお願いしております健康福祉部所管の案件は、条例案1件、一般会計補正予算案1件であります。

条例案につきましては、大仙市公共施設等管理計画に基づきまして、神岡地域の二つの児童館を地元自治会に譲渡することとなっていることから、当該施設を廃止する条例の整備をするものでございます。

また一般会計補正予算案につきましては、社会福祉施設等の防犯対策強化のための設備設置にかかる国庫補助金交付のための補正予算でございます。

詳細につきましては、この後、担当課長よりご説明申し上げますので、どうかよろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

終わります。

○委員長（古谷武美） はい、ありがとうございます。それでは審査に入ります。はじめに報告第9号「専決処分報告について（平成29年度大仙市一般会計補正予算（第4号）」を議題といたします。当局の説明を求めます。伊藤生涯学習部次長兼スポーツ振興課長、おねがいします。はい、伊藤課長。

○生涯学習部次長兼スポーツ振興課長（伊藤優俊） それでは、資料No. 1、議案書の4ページをご覧ください。

地方自治法第179条第1項の規定により、「平成29年度大仙市一般会計補正予算（第4号）」を専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認をお願いするものであります。

それでは、資料はNo. 3-1、平成29年度補正予算8月専決「主な事業の説明書」の14ページをご覧ください。

報告第9号「専決処分報告（平成29年度大仙市一般会計補正予算（第4号）」スポーツ振興課所管分について、ご説明申し上げます。

これは、先般7月22日から23日の大雨災害に伴う「被災スポーツ施設復旧経費」について、補正をお願いするものであります。

1の目的ですが、7月22日から23日にかけて発生した豪雨災害により、被害を受けた体育施設の復旧を目的とするものであります。

3の問題と課題ですが、今般の豪雨で被災した施設のうち、特に被害の大きかった神岡中川原グラウンドと神岡野球場については、水道施設や電気設備などの復旧が急務ですが、トイレ機器や電気配線・器具などは、設備が復旧した後に通水や通電により状況を確認することとなるため、更に経費が膨らむことが考えられます。

4の概要ですが、被災した中川原運動公園並びに神岡野球場の復旧に要する経費を示

しております。

はじめに、中川原グラウンドにつきましては、水道の井戸ポンプとそれに伴う電気設備が冠水したため、ポンプ交換及び設備修繕に要する経費が14万5千円となっております。

次に、神岡野球場の床上浸水に伴い、球場内電気コンセント類の交換に5万9千円、管理人室及び審判室の畳が使用不可能となったため、床をフローリングに改修する経費が12万3千円となっております。

次に、委託料の中川原運動公園災害復旧測量業務ですが、中川原グラウンド野球場の土が流水によって流され、サッカー場のフェンスも流水の影響で破損し、更には公衆トイレについても冠水したことにより使用できない状況であるため、それらを復旧するための測量業務に49万7千円を計上しております。

なお、グラウンド・ゴルフ場については既に利用を開始しており、公衆トイレの代用として仮設トイレを設置しております。

以上を合わせて、総額82万4千円の補正をお願いするものであります。

財源につきましては、市債が80万円、一般財源が2万4千円となっております。

以上、ご報告いたしました。ご審議のうえ、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 委員長（古谷武美） はい、ありがとうございます。説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いします。はい、茂木委員。
- 委員（茂木隆） 中川原グラウンド。グラウンドを含む運動公園ですけれども、そのグラウンドの、なんちゅう、表土といいますか、それがかなり流出したということで、まあ測量業務委託費が載っておりますけれども。今後それを現状に復帰するためにはどのくらい、いつ頃それが完成して、どのくらいかかるというような期間も良いですか。
- 委員長（古谷武美） はい、伊藤課長。
- 生涯学習部次長兼スポーツ振興課長（伊藤優俊） はい、えーとですね、この後の追加補正、補正予算第6号でご説明申し上げる予定でしたが、グラウンドの野球場部分の表土流出部分に掛かる経費が605万2千円ほどとなっております。で、国の補助の適用を受けるため、この後の契約・施工となっていくことですが、今シーズンはちょっともう10月、1カ月で10月に入りますので、今シーズンの利用はちょっと難しいのかなと思っております。雪が降る前に施工を終えて、一冬雪の下にして待ってるわけで

ないですけれども、ならして来春からの使用というふうを考えております。以上です。

○委員長（古谷武美） よろしいですか。他にございませんか。はい、大山委員。

○委員（大山利吉） 課長これ、野球場は当然500歳野球さ間に合わせる。間に合ってるごどだべどもよ、中川原の運動公園な、これ水浸ぐたんびにこのじえんこだおんな。毎年毎年河川敷が故に、だど思うんです。でも、やっぱりやっぴりやっぴりがねばだめなんだべな。どごまでも河川敷で、これなんと10年経てば何千万などなっていぐんだ。毎回毎回中川原、雨降ればな。これなんと課長思うもんだ。あやあ、別さあってければ良いなって思う時ねもんだが。まあ、正直な話。

○委員長（古谷武美） はい、伊藤課長。

○生涯学習部次長兼スポーツ振興課長（伊藤優俊） えーと、ここ数年と言いますか、大変洪水の被害が頻繁になってまいりました。過去にはこれほどの短期間の洪水というのはまれだったわけなんですけれども。最近はまだやっぴり2・3年に一度このような状態になっておりますので、対策も考える必要はあるんですが、まあ、特に野球場、中川原グラウンドにつきましては、神岡地域にとって結構地域的な思い込みのある場所でございますし、それからグラウンドゴルフ場・サッカー場につきましても、洪水以外のことを考えると非常に利用しやすい場所ということで。まあ、この後、自然災害ですので、こういう水害は考えられますが、最小限の被害に留めるような方向を考えていかなければいけないのかなというふうに今のところは考えております。

○委員長（古谷武美） 大山委員ありますか。はい。

○委員（大山利吉） これ全部で900万ちょっとのあれあがってねっけが今回。んだよな。課長現役退くまでもう何年あるがわがらねけどもよ、大仙市でこういう河川敷を利用して何かやろうっていう時には、是非是非今までの長年の体験を生かして反対の意見を述べていただければ有り難いなと思います。いかがですかその辺。

○委員長（古谷武美） はい、伊藤課長。

○スポーツ振興課長（伊藤優俊） はい。私もそのように思っております。是非、ご協力の方、よろしくお願いたしたいと思います。

○委員（大山利吉） しょせん河川敷は河川敷だがらな。やっぱり新たな何が作る時はやっぱり。作る時は簡単だけどもよ。河川敷というのはこういうことが何十年起ざる、続くんですよね。そごら辺お互いこれがらね、やっぴりいきましょう。

○委員長（古谷武美） よろしいですか。他にございませんか。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

○委員長(古谷武美) なければ質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論はありませんか。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

○委員長(古谷武美) 討論なしと認めます。これより報告第9号を採決いたします。本件を、承認することにご異議ございませんか。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

○委員長(古谷武美) ご異議なしと認め、本件は、承認するべきものと決しました。

次に、議案第115号「大仙市児童館及び児童センターに関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。当局の説明を求めます。齋藤健康福祉部次長兼子ども支援課長。お願いします。

○健康福祉部次長兼子ども支援課長(齋藤博美) それでは私の方から議案第115号について、ご説明申し上げます。

議案書14ページから15ページをお開き願います。

「大仙市児童館及び児童センターに関する条例の一部を改正する条例の制定について」でございます。

大仙市公共施設等総合管理計画に基づき、神岡地域の「駅前児童館」、「上高野児童館」の2館を地元自治会に譲渡するため、施設を廃止するものでございます。

これによりまして、「大仙市児童館及び児童センターに関する条例」の「別表第1」中、「駅前児童館」、「上高野児童館」の項を削るものでございます。

施行期日は、平成29年11月1日となっております。

なお、この2館の譲渡をもって、公共施設見直し計画によりスタートした、県単児童館の譲渡は計画通り終了となります。

以上、簡単ですが「大仙市児童館及び児童センターに関する条例の一部を改正する条例の制定について」のご説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○委員長(古谷武美) はい、ありがとうございました。説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いします。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

○委員長(古谷武美) なければ質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論

はありませんか。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

○委員長(古谷武美) 討論なしと認めます。これより採決いたします。本件は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

○委員長(古谷武美) ご異議なしと認め、本件は原案のとおり、可決するべきものと決しました。

次に、議案第118号「平成29年度大仙市一般会計補正予算(第5号)」を議題といたします。当局の説明を求めます。はじめに、関健康福祉部次長兼社会福祉課長。お願いします。

○健康福祉部次長兼社会福祉課長(関寛道) 議案第118号「平成29年度大仙市一般会計補正予算(第5号)」の内、社会福祉課所管分についてご説明を申し上げます。

資料NO.4「(9月補正①)に係る補正予算書」の10ページと資料NO.4-1「主な事業説明書」5ページをお願いいたします。

3款1項7目「老人福祉施設費」71事業「既存高齢者施設等防犯対策強化事業費補助金」につきましては、近年、社会福祉施設等におきまして入所者に危害が及ぶ重大事件が散発しておりまして、その対策が喫緊の課題となっていることから、防犯設備を整備するために必要な費用の一部を助成することによりまして、事業者にも早期の防犯設備整備を促し、入所者等の安全確保の一助にしようとするものでございます。今回は、これに要する経費といたしまして、170万2千円の予算補正をお願いするものでございます。

財源はすべて国費でございます。

予算補正の内訳でございますが、協和地域に所在いたします株式会社マウンドストーンが経営している老人短期入所施設「森こしの丘」分として90万円、社会福祉法人県南ふくし会が経営している特別養護老人ホーム「サン・サルビア」分として80万2千円となっており、両者とも防犯カメラ、人感センサー、レコーダー、モニターテレビを内容とする防犯設備一式の設備整備費でございます。

なお、この補助制度の補助率は事業費の2分の1で、90万円を上限額としております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のうえ、ご承認たまわりますようお願い申し上げます。

○委員長（古谷武美） はい、ありがとうございました。この後も説明が続きますが、課ごとに質疑を行っていきたいと思います。これにご異議ございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（古谷武美） 異議なしと認めます。それでは、ただ今の説明に対しまして、質疑がございましたらお願いします。はい、大山委員。

○委員（大山利吉） 関さん、これ、防犯カメラってどごさしづげるもんだ。玄関さ？ 県南ふくし会の方、教えてください。

○委員長（古谷武美） 関課長。

○健康福祉部次長兼社会福祉課長（関寛道） お答えいたします。県南ふくし会で設備しようとしている所は、正面玄関のちょうど裏側の入所棟ございますけれども、その入所棟と入所棟の間というか、そのところに4箇所整備するということになっております。すみません、5箇所です。申し訳ないです。

○委員長（古谷武美） はい、大山委員。

○委員（大山利吉） 関さんこれぞな、フィルムちゅうが、カメラどがへば1年も上手く振り返るごど出来るもんだが。それとも半年、なんとなもんだ。

○委員長（古谷武美） はい、関課長。

○健康福祉部次長兼社会福祉課長（関寛道） えーと、これについては、録画できるようになっておりまして、それがレコーダーに蓄積されておりますので、どれぐらいのそのスパンで記録するかという、ある程度の設定が出来ることになっておりますけれども。それがどの辺までっていうことは、ちょっとまだ、そこまでは確認しておりませんでした。

○委員長（古谷武美） はい、大山委員。

○委員（大山利吉） 関さん、例えば3月頃よ、ぶじょほ、3月、今の時点で3月頃何か事件どが不審ないろんな何があった時に、設置したそのカメラで3月頃のやづ振り返るごど出来るんだすか。何と言うのがな、巻き戻って。それを今聞きでぐって。

○委員長（古谷武美） はい、関課長。

○健康福祉部次長兼社会福祉課長（関寛道） 仕様書によりますと、録画そのものについては24時間365日常時やってるんですけれども、常時記録していることなんですけ



れども、ただそのレコーダーのその容量によってまた違うと思いますので、記憶の容量によってちょっと違うと思いますので、ここはちょっと。

○委員長（古谷武美） はい、関課長。

○健康福祉部次長兼社会福祉課長（関寛道） 約1週間ぐらいだそうです。

○委員（大山利吉） えっ？

○健康福祉部次長兼社会福祉課長（関寛道） 1週間ぐらい。

○委員（大山利吉） 1週間。ほう。1週間前のごどしか出でこねんだ。

○健康福祉部次長兼社会福祉課長（関寛道） で、結局1週間、そのスパンの中で繰り返し繰り返しですので、何か起きた時には、まあ1週間あれば大体振り返ると思っていますので。多分これでいくと1週間ということだそうです。それで、えーと、まあそのスパンの中で繰り返し繰り返しいぐ、記録されでいぐということですので、事件が起きた場合にそれを、こうリプレイしてやるということはまず可能だとは思いますがけれども。

○委員長（古谷武美） よろしいですか。大山委員。

○委員（大山利吉） これは、金額は今この金額、160万だが。これ、あれだが、金額によって性能違うっていうごどあるもんだが。

○委員長（古谷武美） はい、関課長。

○健康福祉部次長兼社会福祉課長（関寛道） 金額によってというか、要はスペックによって、あの違うと思います。金額というよりは、その性能。まあ、金額が高ければ当然性能は高くなる可能性はあるんですけども。

○委員（大山利吉） 性能の違いってあるんだ、防犯カメラには。んだんだな。すると今設置しようとしているのは、どのぐらいのクラスの性能なの、これ。1週間分の性能が。

○健康福祉部次長兼社会福祉課長（関寛道） んー。

○委員（大山利吉） い、関さんいい。分かった分かった。

○委員長（古谷武美） それではこの件につきましては、後で、後で説明いただければと思います。他にございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（古谷武美） ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、判田教育指導部次長兼教育総務課長、お願いします。

○教育指導部次長兼教育総務課長（判田基） 議案第118号「平成29年度大仙市一般会計補正予算（第5号）」のうち、教育総務課所管分についてご説明申し上げます。

説明資料は、資料NO. 4「大仙市補正予算9月補正①」であります。15ページをお願いします。

10款1項5目90事業「教育文化基金積立金」に250万円を補正し、同基金に積み立てするものであります。

この250万円の財源であります。これは2件の寄附金でありまして、1件は5月31日に「小原将司郎氏」から、大仙市こころのプロジェクト「夢の教室」に役立ててほしいといただいた100万円、もう1件は、8月3日に一市民の方から、教育文化に関する事業に役立ててほしいとしていただいた150万円、あわせて250万円であります。いずれもこの基金に積み立て、寄付の趣旨の添った活用をしていきたいと考えております。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

以上であります。

- 委員長（古谷武美） はい、ありがとうございます。説明が終了しました。これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いします。はい、茂木委員。
- 委員（茂木隆） これは財源が2件の寄附ということでありまして、8月3日の150万というのは、1市民ということで説明されましたけれども。これは匿名で。最初から分からない、あるいは名を伏せて欲しいと、そういうことのあるのですか。
- 委員長（古谷武美） はい、判田課長。
- 教育指導部次長兼教育総務課長（判田基） 寄附につきましては、その事務を秘書課で行っておりますけれども。当然そちらでは全く分からないってわけではないと思っておりますけれども、こちらには1市民の方からということで連絡が来て、こちらで補正の処理を行ったところであります。
- 委員長（古谷武美） はい、茂木委員。
- 委員（茂木隆） 普通であればどなたから寄附をもらったのかなと、そう思うのが普通。例えば、その担当、秘書課で。それはやっぱり、担当は秘書課？総務課？
- 教育指導部次長兼教育総務課長（判田基） 担当は秘書課で。
- 委員（茂木隆） では分かってるんですか。そごあたり、やっぱりそういう善意だから。
- 教育指導部次長兼教育総務課長（判田基） 本人が匿名を希望されているということで。ちょっとすいません。私の説明の仕方が悪かったです。失礼しました。

○委員長（古谷武美） よろしいですか。他にございませんか。はい、藤田委員。

○委員（藤田和久） なんも、私分からないで質問ですけども、「教育文化基金積立金」は、将来どのようなことに使われるわけですか。

○委員長（古谷武美） はい、判田課長。

○教育指導部次長兼教育総務課長（判田基） 名前に示すとおり、教育文化の振興に要する、諸々の事業に活用するという事。例えばということで、今申し上げた、例えば「心のプロジェクト夢の教室」、それから「埋蔵文化財の公開活用事業」、それから諸々の事業、いろいろあります。「池田氏庭園の関連の経費」、「芸術文化振興費」、それから「音のまち大仙楽器サポート事業」そういった諸々のものが、その教育文化基金を活用してやっている事業であります。

○委員長（古谷武美） はい、他にございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（古谷武美） はい、ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、佐藤生涯学習課長、お願いします。はい、課長。

○生涯学習課長（佐藤正道） 議案第118号「平成29年度大仙市一般会計補正予算（第5号）」のうち、生涯学習課所管分について、ご説明いたします。

それでは資料NO. 4-1「平成29年度補正予算（案）主な事業の説明書」でご説明させていただきます。その前にお手元の資料3部、今現在の西仙北中央公民館の航空写真と平成28年の施設部屋別利用者集計表、あと中央公民館改築に係ります説明等の流れということで3枚綴りのもの3部、合計3部お渡ししておりますので、併せてご覧ください。

それでは、資料NO. 4-1の10ページをご覧ください。

10款5項3目10事業「公民館管理費」でございます。

2のDの欄をご覧ください。

これは、西仙北地域に昭和53年度に建築され、昭和54年度から開設となっております西仙北中央公民館が築後38年経過しているため、今後も生涯学習活動や地域活性化活動の拠点施設として、地域住民の方が幅広く利用できますよう、改築をするための基本設計等に係る経費の補正をお願いするものであります。

西仙北中央公民館は、平成19年度に事務所棟部分、平成28年度には講堂部分の耐震診断を実施し、その結果、耐震補強対策が必要と判断されました。施設利用者からの

ニーズや要望も踏まえながら、公民館改築検討委員会や地域住民説明会での要望を受け、基本となる構想を作成いたしました。

次に3のCheck欄をご覧ください。

現施設は建物や設備の経年劣化が著しく、新基準の耐震構造を満たしておらないため、また、エレベーター設備が無いため、高齢者の施設利用者の方に不便をかけている現状であります。そのため、早期の対応が急務とされております。

そういった状況から、4のActをご覧ください。

西仙北地域の社会教育・生涯学習の安全安心な活動拠点施設として、20年30年を見据えた改築に取り組むということで、平成29年6月20日に開催しました住民説明会で合意されたため、今回9月補正に改築工事基本設計業務委託784万1千円、公民館解体工事实施設設計352万6千円、敷地測量業務委託120万円を、計1千256万7千円を計上するものであります。敷地測量業務には、地質調査や図書館との境界を決めるための測量業務も含んでいるものです。

財源は、全て一般財源となっております。

今後の計画としましては、平成30年度に解体工事及び実施設計業務委託、平成31年度に改築工事を実施する予定であります。

以上、ご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご承認賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（古谷武美） はい、ありがとうございます。説明が終了しました。これより質疑を行います。その前に一旦休憩いたします。

（ 休憩 午後 2時34分 ）

（ 再開 午後 2時39分 ）

○委員長（古谷武美） それでは休憩前に引き続きまして会議に入りたいと思います。質疑はございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（古谷武美） ないようですので質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論はありませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（古谷武美） 討論なしと認めます。これより採決いたします。本件は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

○委員長（古谷武美） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり、可決するべきものと決しました。

次に、議案第123号「平成29年度大仙市一般会計補正予算（第6号）」を議題といたします。当局の説明を求めます。はじめに、判田教育指導部次長兼教育総務課長、お願いします。

○教育指導部次長兼教育総務課長（判田基） それでは、議案第123号「平成29年度大仙市一般会計補正予算（第6号）」のうち、教育総務課所管分についてご説明申し上げます。

説明資料は、資料NO.6-1「9月補正②事業説明書」であります。この15ページをお願いいたします。

事業名は、中学校施設災害復旧事業費（単独分）であり、補正額は、1千615万3千円であります。

1のPlanにありますとおり、平成29年7月22日からの大雨災害により協和中学校野球場の法面が一部崩落したため、早急に復旧工事を行い、施設利用者及び近隣住民の安全安心を確保するというものが目的であります。

一番下の4のAct、改善の欄をご覧ください。大雨災害に伴う法面の一部崩落により野球場施設の一部が使用不能となっていることから、施設機能を回復させると共に更なるのり面崩落による被害拡大を防ぐため、早急な復旧を実施するものであります。

事業内容であります、「法面測量設計業務委託費」が183万6千円、「法面復旧工事費」が1千400万1千円、工事に伴う「立木補償費」といたしまして31万6千円であります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上ご承認くださいますようお願い申し上げます。以上であります。

○委員長（古谷武美） はい、ありがとうございます。この後も説明が続きますが、課ごとに質疑を行っていきたいと思います。先ほどもありましたように、まとめて後で採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

○委員長（古谷武美） 異議なしと認めます。それでは、ただ今の説明に対しまして、質疑ございましたらよろしく申し上げます。はい、大山委員。

- 委員（大山利吉） これ判田さん、早急にやるごどだどもよ、早急という言葉、これ何月頃発注になるの。今測量出した。出してねすべ。
- 教育指導部次長兼教育総務課長（判田基） 予算成立後間もなくということで、測量に関しましては10月頭に。
- 委員（大山利吉） 工事の発注。
- 教育指導部次長兼教育総務課長（判田基） 工事はその後ってということになります。
- 委員（大山利吉） んだがら、工事の発注はいつ頃を想定しているんですか。冬場なる。それとも来年度なる。どっち。
- 教育指導部次長兼教育総務課長（判田基） 出来るだけ今年度中ということで、実施したいと考えております。
- 委員（大山利吉） これ、委託の方の工事いつまでよ。測量の方の。
- 教育指導部次長兼教育総務課長（判田基） 測量は10月頭に。
- 委員（大山利吉） 工期だよ、工期。いつまででがすやづよ。
- 教育指導部次長兼教育総務課長（判田基） 工事。
- 委員（大山利吉） 測量設計の工期。工期。
- 教育指導部次長兼教育総務課長（判田基） 測量設計については1カ月ほど。10月の頭には完成品が。
- 委員（大山利吉） 出来る。まだ発注してねべ、だって。んだべ。10月なば、20日しかねごどだ、あど。20日ぐれしかねごどだよ。もう冬なっちゃえば、あどグラウンド使わねおんな。まずな。危険ってという言葉が当てはまるが当てはまねがだども。んだがら北国だがらな。あど、冬場なっちゃえば急いで工事やる必要ねおんな。雪降っちゃえばグラウンド使わねすべ。
- 委員長（古谷武美） はい、判田課長。
- 教育指導部次長兼教育総務課長（判田基） のり面の安全確保というのは、グラウンドのみならず、その下に駐車場もありますので、全体にとっての安全確保ということで。
- 委員（大山利吉） んだな。へば結局、冬工事になるんだ。今やって10月に設計出来で、それがらまだかがるおのな。すぐ出へねおんな。出へねんだ。んだが。協和の人なんか言ってけれ。聞いてけれ。俺、あどいい俺。
- 委員（茂木隆） やっぱり、このなんちゅう早くやっぱり工事、完成できるようにお願いします。

○委員（大山利吉） んだな。早急だがらよ、他の物件は別にして、やっぱりな。早く工事出した方がいいと思うもな。ばばっと。災害は災害にふさわしい発注の仕方しねば、普通のパターンの発注の仕方みたいにやっていると、なんにも早急で補正組んだ意味がねぐなってしまうんだ、価値観が薄れていくんだ感じするも。そごらへんちょっと考えでいただいて、うん。契約検査課とがそっちの方にも働きかけてください。お願いします。

○委員長（古谷武美） はい、他にございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（古谷武美） はい、ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、伊藤生涯学習部次長兼スポーツ振興課長、お願いします。はい、課長。

○生涯学習部次長兼スポーツ振興課長（伊藤優俊） それでは、「一般会計補正予算（第6号）」スポーツ振興課所管分について、ご説明申し上げます。

資料は、資料No. 6「補正予算書」の14ページ、及び資料No. 6-1「平成29年度補正予算9月補正②事業説明書」の16ページになりますが、事業説明書により説明させていただきます。

先ほど、報告第9号「専決処分報告」でご説明申し上げました、「保健体育施設災害復旧事業費」のうち、「中川原運動公園災害復旧測量業務」を受けまして、被災した4項目についての復旧に要する経費902万9千円の補正をお願いするものであります。

内訳といたしましては、4の事業概要をご覧ください。

はじめに、中川原グラウンドですが、野球場部分の流出された表土のクレイ舗装3千030㎡に係る経費が605万2千円、同じくグラウンド内にある公衆トイレブース3箇所の張り替え修繕にかかる費用40万円となっております。

次に、中川原運動公園グラウンドゴルフ場園路と縁石の再整備、サッカー場フェンスの布設替え、張り芝の復旧にかかる工事費用が189万1千円、同じくグラウンドゴルフ場内にある公衆トイレの床、天井、外壁、配管、ブースの張り替えや再取付にかかる費用が68万6千円、合計で902万9千円の補正をお願いするものであります。

財源につきましては、国庫支出金が451万4千円、市債が450万円、一般財源が1万5千円となっております。

利用者の安全・安心と、利便性を速やかに確保するため、早急な復旧を目指しております。

以上ご説明いたしました、ご審議のうえ、ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○委員長（古谷武美） はい、ありがとうございました。説明が終了しました。これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いします。はい、藤田委員。

○委員（藤田和久） えー、すみません。国庫支出金451万4千円、これ以上国庫支出金は増えないものでしょうか。

○委員長（古谷武美） はい、伊藤課長。

○生涯学習部次長兼スポーツ振興課長（伊藤優俊） えーとですね、ちょっとすみません。その辺の詳しい内容が私のちょっと勉強不足でして、財政当局の方にこの後確認しておきます。すみません。

○委員長（古谷武美） よろしいでしょうか。他にございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（古谷武美） はい、ないようですので質疑を終結いたします。これより2つの課につきまして、討論を行います。討論はありませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（古谷武美） 討論なしと認めます。これより採決いたします。本件は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（古谷武美） はい、ご異議なしと認め、本件は原案のとおり、可決するべきものと決しました。

次に、請願第12号「請願書（「刈和野の大綱引き」関連施設建設について）」を議題といたします。本件に関しまして、質疑及び意見がございませんか。

これにつきまして、当局より何かご説明があればお願いしたいと思います。はい、佐藤課長。

○生涯学習課長（佐藤正道） 生涯学習課からご説明いたします。西仙北中央公民館改築につきましては、あの、別添資料、ちょっと後ほど差し替えますけれども「中央公民館改築に関する説明等の流れ」のとおり、まず中央公民館改築検討委員会、地元議員さんの説明会、住民説明会及び市長協議など、多くの会議等を開催して参りました。

最終となります平成29年6月20日の住民説明会では、現在地へ改築する方向で合意をいただいております。



現在地は第1種住居地域となっております、観光や興行収入が生じる市民会館的な建物は建てられない地域となっております。生涯学習施設としての公民館の建築は可能であり、講堂やステージ、また、生涯学習機能を持った展示室の設置はできるということを、建築住宅課及び西仙北中央公民館及び生涯学習課が、県の仙北地域振興局建設課に確認しております。敷地内の建物面積要件も合計で3000㎡以下であれば建築できるとの確認もしております。

今回補正予算につきましては、あくまでも生涯学習施設としての西仙北中央公民館建築に関わる設計業務委託を計上しております。合併特例債を利用するために、まあ、あの、今回9月補正で設計業務委託料を計上いたしました。

今後、設計の内容を施設を利用する方々と協議していかなければならないと考えており、当初予算が決定になるまで関係者から意見をいっぱい、沢山顶戴しながら検討していく予定でございます。

請願書で要望されております「大綱展示場」というような、その、展示場という形での単独の建物については、やっぱり生涯学習者を優先させる立場上、そちらに影響のない部分で公民館の展示場を貸すことは可能と思いますが、単独で「大綱展示場」という観光的なものは、ちょっと建てられないというようなことで。まず、出来る限りその生涯学習者を優先、影響にならないように公民館の中での展示場。あと稲わら保管倉庫といったこともまず書いてありますけれども、あくまでも公民館のその倉庫を建てて、その刈和野大綱引きの方に貸すということはできますので、そこらへんはまだ今、設計がまだ決まっていない状態ですので、はっきり申し上げられませんがそこらへん検討してこれからしていきたいと思っております。

で、まず、公民館の改築に向けての基本設計を作成する段階で、専門業者の意見や建築担当課の案などを取り入れまして、国指定重要無形民俗文化財であります「刈和野の大綱引き」を後世に伝えるための検討をこれから重ねて参りたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（古谷武美） はい、ありがとうございます。説明が終了いたしました。本件につきまして、質疑及びご意見はございませんか。はい、藤田委員。

○委員（藤田和久） これ、あの、建てるとすれば公民館と一緒に？

○委員長（古谷武美） はい、佐藤課長。

○生涯学習課長（佐藤正道） 展示場単独では建てられないということですので、公民館

の中の展示場、これを利用することは出来ます。そして稲わら保管庫というようなあくまでもグミ編み作業場という単独のものでは、やはりその制限かかってまして、建てられないような形ですけれども。ただ、あの、公民館の倉庫的なもので作って貸すことはできますので、そこら辺ちょっとまだ、基本的なことまだこれから話し合わないと言われていないということですので、そこ検討して参りたいと思っております。

○委員長（古谷武美） 他にございませんか。はい、高橋委員。

○委員（高橋幸晴） 「刈和野の大綱引き」、国の重要文化財で大変、まあ、全国にも知れ渡って大事な事業であります。今回の請願ですけれども、ハッキリしたところがまだ分からない、今話を聞いたことで大分ハッキリしたことがまだ説明できないような感じを受けました。構想も大分大きいので、これ、あの、1委員会これを良いとか悪いとかということとはちょっと不可能じゃないかなと思います。で、これはもう少し煮詰まってからやった方が良くはないのかと、こう私は思います。今回はこれ後に残すような形で。不採択でなくて、引き続き協議しようということで、したらどうかと思いますが。

○委員長（古谷武美） 継続審査ということ？

○委員（高橋幸晴） ええ、継続です。

○委員長（古谷武美） ただ今継続審査というご意見がありました。他にございませんでしょうか。はい、大山委員。

○委員（大山利吉） ちょっと採決、継続さ行く前にちょっと休憩させてください。

○委員長（古谷武美） 暫時。休憩ということで始めたいと思います。

（ 休憩 午後 2時58分 ）

（ 再開 午後 3時56分 ）

○委員長（古谷武美） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。皆様の方に、お手元に今事務局長の方からいただいた資料を持ってきました。先ほどの綱引きの関係の採決の件で、相談しましたところ、「趣旨採択」という文面がありまして、これが使えるということでした。

○委員（大山利吉） 「趣旨採択」使えるんだ。

○委員長（古谷武美） はい。で、内容読んでいただければ分かると思いますけれども、趣旨は納得して了解しましたと。ただ、これを「採択」じゃなくて、見てもらえれば分かるんですけれども、賛成であるが財政とかいろいろ事情があって進められないと、い

う内容です。その内容を、本会議で報告する内容を皆さんに1回見てもらってから本会議に出したいと思いますが、よろしいでしょうか。本件は「趣旨採択」とすることに賛成の方は挙手願います。

- 委員長（古谷武美） 多数であります。よって本件は趣旨採択とすべきものと決しました。

それでは説明員入れ替えのために暫時休憩いたします。どうもご苦労さんでした。

（ 休憩 午後 3時57分 ）

（ 再開 午後 4時 6分 ）

- 委員長（古谷武美） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。これより市立大曲病院の議案について審査いたしますので。

初めに富樫事務長からご挨拶お願いいたします

- 市立大曲病院事務長（富樫公誠） はじめに、4月の人事異動によりまして、常任委員会の出席の病院担当者が代わっております。初めての委員会の出席者がおりますので、市立大曲病院の職員紹介をさせていただきます。

市立大曲病院の管理課は、3班で構成されておりました。そのうち庶務班には古屋副主幹が財政課からの異動となっております。経理班は、藤原主幹で、引き続き2年目の担当になります。医事班は、専従の正職員はおりませんで、臨時職員などとともに、管理課の職員全員で対応している状況となっております。なお、医事班の窓口業務につきましては、医療事務を委託しております。また、4月に情報システム課から異動になりました、管理課の課長、久米課長であります。

- 市立大曲病院管理課長（久米啓之） 久米です。よろしくお願いいたします。

- 市立大曲病院事務長（富樫公誠） そして、引き続き2年目の事務長となります富樫です。よろしくお願いいたします。

本日は、28年度の決算をご審議いただきます。その前に病院事業の現状をご報告をさせていただきます。

28年度の病院運営は、業務面、制度面、施設面ともに大きな変化はない年度でありました。が、4名の医師のうち2名が入れ替わり、事務職も2名が交替、看護師や薬剤師に育児休業などの長期の休業者があり、人事面で大きな動きのあった年度となっております。

そのための特徴として、経営面で、27年度に新たに施設基準として算定を開始した薬剤管理指導料や病棟薬剤業務実施加算などが、薬剤師の育児休業取得により一旦休止することになり、また、訪問看護・指導の臨時の看護師の勤務日数の減少によりまして、訪問件数が減るなど、人事面での影響が経営面にも表れた年度ということになっております。

さらに人口減少や医療制度改革の流れを受け、入院患者数も少しずつ減少傾向にあり、収益の大きな伸びは、期待できない状況にあります。

今後の施設面での懸念材料といたしまして、建物が現在の場所に移転してから20年となります。施設設備の改修や補修について、今後計画的に実施していく必要が生じてきております。

このような状況の中で、医療の質の向上や地域に必要とされる医療の展開を目指して、29年3月に策定した新たな公立病院改革プランでは、新たに作成された「地域医療構想」や今後見直しとなる県の「医療保健福祉計画」との整合を図りながら、経営の効率化を軸に数値目標を設定して取り組んでいくことにしております。29年度はその初年度となる年になります。

以上、28年度から現在までの病院事業の現状をご報告させていただきました。

それでは、決算のご審議の方をよろしくお願ひしたいと思います。よろしくお願ひします。

○委員長（古谷武美） はい、ありがとうございます。それでは審査に入ります。

議案第121号「平成28年度市立大曲病院事業会計決算の認定について」を議題といたします。決算の審査に当たっては、予算が適正かつ効率的に執行されているかどうか、事務事業の執行が法令及び条例等に基づき適正に処理されているかどうか等につき、監査委員の審査意見書等を参考に審査したいと思います。それでは、当局の説明を求めます。久米市立大曲病院管理課長。お願いします。

○市立大曲病院管理課長（久米啓之） 議案第121号「平成28年度市立大曲病院事業会計決算の認定について」ご説明申し上げます。

資料NO. 5の「平成28年度大仙市公営企業会計決算書」の前半部分、市立大曲病院事業会計決算書で説明させていただきます。

はじめに、事業報告で、28年度の病院事業の概要を説明いたします。

決算書の15ページをご覧ください。

1. 概況(1)の総括事項では、4千32万5千765円の黒字決算であること、薬剤管理指導料の算定を開始したこと、建設改良工事では、薬局の冷暖房設備の改修工事があり、器械備品購入の4件について記載しております。

(3)の行政官庁認可事項では、後発医薬品使用に係る施設基準と薬剤に関する施設基準について、それぞれ10月と3月から開始したことを記載しております。

(4)の職員に関する事項では、27年度末と比較し、1名の増加となっております。

医師については27年度途中で、退職したものの、補充は、28年度となったためのものであります。

事務員は、2名の精神保健福祉士が含まれており、管理課の事務員3名とあわせて正職員5名となっております。

労務員は、介護福祉士で、1名が自己都合等により退職したため一人減の、8人体制となったものであります。

続きまして、決算書の16ページをご覧ください。

ページ中段に、業務量として入院と外来の患者数を表にしております。

入院の年間延べ患者数は、3万7千412人で、前年度と比較すると、1千83人の減であります。一日平均患者数は102.5人、病床利用率は85.4%であります。

外来の年間延べ患者数は、1万4千616人で、前年度と比較すると528人の減となり、一日平均患者数は60.1人であります。

外来の年間患者数のうち、訪問看護指導に係る延べ患者数は596人で前年度より143人の減となっております。

続きまして、決算書の17ページをご覧ください。

事業収入の科目別の収入内訳を表にしております。

備考欄に記載しておりますが、「患者1人1日当たりの診察収入」は、入院が1万4千241円、外来が5千173円となっております。

入院については、平成9年度の1万1千828円から徐々に増加し、現在の1万4千円台までになっており、外来では院外処方となった26年度からの2年間では5千円前後の診療収入となっております。

「未収金」として記載の医療保険分の9千400万1千799円は、2月3月分の現年度社保未収金の入院8千237万5千566円と外来1千162万6千233円の合計であります。

自費分の780万8千800円は、現年度個人未収金の入院773万9千990円と外来6万8千810円の合計であります。その他医業分の1万9千600円は、年度内未収の文書料などであります。

続きまして、決算書の18ページをご覧ください。

事業費に関する事項で科目毎に表にしております。

昨年度に引き続き、特別損失が発生しております。

過年度査定減を損益修正損として計上した69万7千552円と、債権管理条例に基づき債権を放棄した4件分の47万5千810円があり、合計の117万3千362円を特別損失としております。

過年度査定減とは、前年度中に、社保等に請求した診療収入について、査定の結果、当年度に請求額が減額されたもので、病院で再度請求する場合を除き、診療収入が減額されたものであります。これを監査委員のご指摘、ご指導をいただき、27年度から、特別損失の損益修正損として計上したものであります。

また、連帯保証人と連絡がつかないなどにより、債権放棄せざるをえない過年度の個人未収金の4件については、債権管理条例に基づき特別損失としたものであります。

以上、事業報告書により、病院事業の概要を報告させていただきました。

次に、附属書類の説明をいたします。

決算書の21ページ、キャッシュ・フロー計算書をご覧ください。

業務活動での支払利息3千418万1千362円、財務活動での企業債償還が9千337万2千168円など、多額であることがこの計算書でも確認していただくことができます。

続きまして、決算書の22ページからの明細書をご覧ください。

22ページは、収益的収支の明細書であります。

病院事業収益は、医業収益と医業外収益に区分されております。

医業収益の、入院収益は、5億3千277万3千603円で、外来収益は、7千561万225円、その他医業収益は、400万3千336円で、診断書料や介護保険主治医意見書など文書料の収入であります。

医業外収益のうち、負担金交付金の他会計負担金2億3千313万1千円が、一般会計からの負担金であります。

新会計基準で26年度から計上することになった長期前受金戻入額は2千641万4千円で、その他医業外収益は380万244円となっております。

その他医業外収益の主なものは、医薬品の製造販売後調査の委託料、公衆電話の使用料、自動販売機やコインランドリーの手数料等の収益であります。

病院事業収益の決算額は、8億7千575万7千846円となります。

続いて、23ページをご覧ください。25ページまでが支出の内容となっております。

病院事業費用は、医業費用、医業外費用、特別損失及び予備費に区分されております。医業費用のうち、最も金額が大きいものは給与費で、5億4千552万595円であります。

27年度からは賞与引当金繰入額に2千763万3千円を計上し、29年6月支払予定の期末・勤勉手当の支給に備えております。

また、26年度から退職給与引当金繰入額に303万4千円を計上しております。

材料費は、3千670万5千239円で、主なものは薬品費で、患者数と連動する経費であります。

経費は、23ページ下段から24ページになりますが、光熱水費や燃料費のほか、病院給食、院内清掃、医療事務、臨床検査、空調保守などの委託料や賃借料などでありませぬ。

表の下段にあります減価償却費は4千872万8千349円で、国庫補助金等で取得した資産の当年度分の減価償却を含むものであります。

25ページの中段にあります、医業外費用は、その大部分が企業債利息となっております。

特別損失は、過年度査定減の損益修正損と、債権を放棄した4件分合わせて117万3千362円を計上しております。

病院事業費用の決算額は、8億3千543万2千81円となります。

続きまして、26ページをご覧ください。

26ページは、資本的収支の明細書であります。

収入につきましては、資本的収入、他会計出資金5千400万円は市の一般会計からの繰入金であります。

支出につきましては、資本的支出のうち、建設改良費の「工事請負費」と「設計業務委託費」は薬局の冷暖房設備工事にかかるものであります。

器械備品購入費の93万5千928円は、調剤システム用パソコンや薬用保冷庫などの購入費であります。

企業債償還金9千337万2千168円は、病院建設のための企業債元金3件分の償還金です。

続きまして、28ページをご覧ください。

28、29ページには、固定資産明細書を載せております。

冷暖房設備工事や備品購入があったため、有形固定資産明細書では、建物、器械備品に当年度増加額及び当年度減少額に動きがあります。

続きまして、30ページをご覧ください。

30、31ページには、企業債明細書を載せております。

平成6年度からの3件の起債の明細で、39年3月が償還の終期となっております。

次に、決算書の内容についてご説明申し上げます。

決算書は、前に戻りますが2ページと3ページをご覧ください。

決算報告書の(1)収益的収入及び支出について、ご説明申し上げます。

収入の第1款、病院事業収益の決算額は、8億7千575万7千846円で、内訳といたしましては、第1項医業収益は入院収益や外来収益などの合計であります。

第2項医業外収益は、2億6千337万682円で、一般会計からの負担金と新会計制度により計上が義務化された長期前受金戻入額が主なものとなります。

次に、支出の第1款病院事業費用の決算額は、8億3千543万2千81円でありま

す。  
内訳といたしましては、第1項医業費用は、7億9千979万8千226円で、職員の給与費、医薬品などの材料費、光熱水費など病院施設管理のための経費、減価償却費などの合計であります。

第2項医業外費用は、3千446万493円であります。支払利息や企業債の取扱い諸費などで、大部分は企業債3件の利子償還金であります。



第3項特別損失は、過年度査定減を損益修正損として計上した69万7千552円と債権管理条例に基づき債権を放棄した47万5千810円があり、合わせて117万3千362円を特別損失としたものであります。

第4項、予備費の支出はありませんでした。

収益的収入及び支出においては、収支差引で4千32万5千765円の黒字となっております。

次に、決算書の4ページ、5ページ、(2)資本的収入及び支出について、ご説明申し上げます。

まず、収入については、第1款資本的収入の決算額は5千400万円)であります。

支出については、第1款、資本的支出の決算額は1億158万7千296円でありませす。

内訳といたしましては、第1項建設改良費は821万5千128円で薬局の冷暖房設備工事と器械備品の購入費であります。

第2項企業債償還金は9千337万2千168円で、企業債3件分の元金償還金であります。

第3項予備費は執行がありませんでした。

なお、表の欄外に記載しておりますとおり、収入が支出に不足する分4千758万296円は、減債積立金3千万円、建設改良積立金700万円、過年度分損益勘定留保資金1千58万7千296円で補てんしております。

次に、7ページの損益計算書についてご説明申し上げます。

医業収益と医業費用の差引は、ページの中ほどにあります医業損失で、1億8千741万1千62円の赤字で、前年度と比較しますと1千244万3千937円損失が少なくなっております。

それに、医業外収益と医業外費用を加減した後の経常利益は、4千149万9千127円の黒字であります。

これから、さらに特別損失の過年度損益修正損を差し引き、当年度の純利益は4千32万5千765円となっております。

また、当年度の未処分利益剰余金は、前年度から繰り越している利益剰余金と合わせ5千870万9千133円となっております。

次に、この剰余金の処分についてご説明申し上げます。

決算書は8ページ、9ページをご覧ください。

上段の表、剰余金計算書では右から3列目の未処分利益剰余金の列をご覧ください。

当年度末残高が、当年度繰越利益剰余金として5千870万9千133円となっております。

下段の表、剰余金処分計算書では、一番右の欄になりますが、この当年度末残高の未処分利益剰余金5千870万9千133円について、減債積立金として5千万円を処分し、企業債の償還のために積み立て、残額については繰越利益剰余金で870万9千133円とするものであります。

次に10ページ、11ページの貸借対照表についてご説明申し上げます。

平成28年度の病院事業会計の資産残高は、10ページの下段の方にあります「資産合計」の14億65万5千200円であります。

その調達財源は、11ページの中ほどにあります「負債合計」の12億4千372万6千748円と、11ページの下から2行目の「資本合計」1億5千692万8千452円となり、企業債に大きく依存した財務構成となっております。

12ページは、決算書作成にあたっての注記であります。引当金の計上方法については先に明細書で説明のとおりであり、その他は例年どおりであります。

以上、決算書の説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議のうえ、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

- 委員長（古谷武美） はい、ありがとうございました。説明が終了しました。これより質疑を行います。質疑のある方、お願いします。はい、藤田委員。
- 委員（藤田和久） あの、私分からないんだけど。前受金ってあったね。今年からこう入れることになった。それどういうものでしょう。内容教えてください。
- 委員長（古谷武美） はい、富樫事務長。
- 市立大曲病院事務長（富樫公誠） 今年度の決算から計上させていただくことになりました長期前受金につきましてですが、先ほど説明あったとおり、資本的収支の計算で5千400万の一般会計負担金を入れていただくということになってますが、これは償還元金の裏付けとなる部分としての繰入をしていただいたということの経緯になっております。償還元金がおよそ1億円位ずつの毎年度償還ということがありまして、その償還の範囲内の部分について、一般財源から繰り入れた部分について、一部収益化して、分割して収益化していこうというのが、まず長期前受金の考え方になるわけですがけれども。

計算の方法についてなんですが、企業債の元金償還金が9千337万2千168円ありまして、一般会計からの繰入額が5千400万円となっております。で、一般会計繰入額の割合が57.8%というような率になるわけですがけれども、この率に換算して収益化することが出来るという額を計算しますと5千400万円の57.8%が2千63万5千200円というような計算が可能になってまいります。この部分についてを収益化して、元金償還に向ける部分についての、ま、均等、減価償却の反対の考え方でっていうとごっこりとした答え方になってしまうんですが、収益としての分割として軽減で入れていくというような形の計算が出来るというような手法によるものでございます。で、今回についてその2千63万円を長期前受金として入れていくと、計上したというような経過となっております。

○委員長（古谷武美） よろしいでしょうか。他にございませんか。高橋委員。

○委員（高橋幸晴） 借入の利息、利率の借り換えच्छゅうのは、これは出来ない、出来ない状況ですか。

○委員長（古谷武美） はい、富樫事務長。

○市立大曲病院事務長（富樫公誠） 本日説明申し上げた決算書の30ページ・31ページに企業債の明細書というようなところで、3件の企業債があったというふうに説明をさせていただいております。平成6年・平成7年・平成8年度の企業債の償還についてというようなことです。これについてですが、物理的には借り換えという手法は、もちろんあることなんですけれども、この6年度・7年度・8年度という過去の企業債の償還の部分について、地方交付税の算入の基礎的な材料になっているというようなことがございまして、現在で例えば借り換えた場合、新たなそれが対象になる、ならないも含めて別の対象の計算が必要になってくるというようなことがございまして、現在の6年度・7年度・8年度の過去の起債について、そのまま継続している場合について、その40%を交付税算入の基礎とするというような制度がある関係で、今このまま借り換えをしないで現在の償還を続けているというような判断をさせていただいている経過がございまして。

○委員長（古谷武美） はい、高橋委員。

○委員（高橋幸晴） その交付税算入、ちゃんと確認してらるか。

○市立大曲病院事務長（富樫公誠） 計算の根拠になってます。ただ、前にも、以前にも説明しましたが、交付税としての額がそのまま色付きで来ているわけではないというち

よっと有りまして、この分だよっていう形で全部ということではないようですけども、まあ、財政力の補正等ありまして。そうじゃないですか。

○委員（高橋幸晴） 交付税算入がすよ、これこれ事業やれば後がらこう、税さ還元されるってやつ、それが全部市にくるってばよ、相当の交付税になってくるはずだども、絶対変わってくるっすな。色が付いでたら。だがらまったく分かねすべ。これに算入なってるがなってねがっちゅのが。

○市立大曲病院事務長（富樫公誠） ただ、あの、カウントするための材料になってはいるといふことで、説明させていただきました。

○委員長（古谷武美） 他にございませんか。はい、高橋委員。

○委員（高橋幸晴） 留保、留保資金、留保資金。これはあれですか、あの、繰越さ入ってますか。留保資金が。留保資金。当年、いわゆる不足分に充当する。留保資金というやつで。

○市立大曲病院事務長（富樫公誠） 内部留保、欄外で先ほど説明した固定財源の一つになっている、はい。

○委員（高橋幸晴） これ、繰越の中さも。それ別ですか。

○市立大曲病院事務長（富樫公誠） えーと、決算上の繰越の部分等には入っておりません。

○委員（高橋幸晴） へば留保資金はねえ。

○市立大曲病院事務長（富樫公誠） 留保資金は留保資金で。計算上得られる留保の部分は計算されます。

○委員長（古谷武美） よろしいですか。他にございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（古谷武美） なければ質疑を終結いたします。それでは、これから書類等の審査を行いますが、審査につきまして、委員の分担を決め、「収入」と「支出」とに分けて審査いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（古谷武美） 次に、審査の分担につきまして、委員長の指名とすることにご異議ございませんか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○委員長（古谷武美） ご異議なしと認めます。

それでは、収入につきましては、こちらの方の茂木委員、藤田委員、お願いします。支出につきましては、高橋委員、大山委員、鎌田委員にお願いしたいと思います。なお、審査の方法は、休憩の形で行い、それぞれの審査終了後、質疑及び意見の調整を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

○委員長(古谷武美) ご異議なしと認め、それでは書類審査のため、暫時休憩といたしたいと思います。えーと、10分程度で大丈夫でしょうか。それでは45分までお願いしたいと思います。

( 休憩 午後4時36分 )

( 再開 午後4時47分 )

○委員長(古谷武美) それでは休憩前に引き続きまして、会議を開きます。書類等の審査も終わったようですので、これより、質疑を行います。質疑のある方、お願いします。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

○委員長(古谷武美) はい、なければ質疑を終結いたします。次に、監査委員の決算審査意見書等を参考にして、付すべき意見があれば調整して報告したいと思います。また、意見の調整については、休憩して進めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

○委員長(古谷武美) ご異議なしと認め、そのように決定します。それでは暫時休憩します。えー、何分? 3分位で。

( 休憩 午後4時47分 )

( 再開 午後4時48分 )

○委員長(古谷武美) 休憩前に引き続き、会議を開きます。審査意見の調整が終了いたしました。当委員会として、特に付すべき意見がないようですが、これにご異議ございませんか。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

○委員長(古谷武美) ご異議なしと認めます。これより討論を行います。討論はありますか。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

○委員長(古谷武美) 討論なしと認めます。これより採択いたします。本件は、認定することにご異議ございませんか。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

○委員(古谷武美) ご異議なしと認め、本件は認定すべきものと決しました。

以上で、市立大曲病院の審査は終了いたします。説明員退室のため、暫時休憩いたします。どうもご苦勞様でした。

( 休 憩 午後4時49分 )

( 再 開 午後4時50分 )

○委員(古谷武美) 休憩前に引き続き、会議を開きます。それでは次に、所管事務に係る閉会中の継続審査及び調査に関する件についてお諮りいたします。お手元に配付しております件につきましては、議長に対し、閉会中の継続審査及び調査の申し出をいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

○委員長(古谷武美) ご異議がないようですので、そのように決定いたします。

以上で、当委員会に審査付託となりました議案の審査は、終了いたしました。なお、本委員会の「審査報告書」及び「委員長報告」の案文につきましては、委員長にご一願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

○委員長(古谷武美) ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。この際、委員の皆様から何かございましたら、お願いしたいと思います。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

○委員長(古谷武美) ないようですので、これをもちまして、教育福祉常任委員会を閉会いたします。大変ご苦勞様でございました。

( 閉 会 午後4時52分 )

委員会条例第29条第1項の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

教育福祉常任委員会委員長 古 谷 武 美